

## 福岡県立玄界高等学校生徒心得

この心得は、福岡県立玄界高等学校の生徒としてのあり方を示したものである。知・徳・体の調和のとれた本校の目指す生徒像、明るく厳しい校風確立へ向けて、十則―道徳的実践力―を達成するために各自の責任を自覚し行動すること。

### 1 校内生活

集団の規律を重視し、節度ある態度と連帯意識をもち、希望と意欲に満ちた明るい学校生活を送るよう心掛けること。

#### (1) 礼儀

- ① お互いに相手の人格を敬い、年長者には常に敬意と親愛の態度で接し、積極的に大きな声で挨拶・会釈をする。来客に対しては親切・丁寧に対応する。
- ② 正しく、美しい言葉遣いを心掛ける。

#### (2) 所持品・紛失物・拾得物

- ① 学校には貴重品、多額の金銭、ゲーム、漫画など学用品以外の無用の物品等は携行しない。
- ② 貴重品の保管には十分注意し、個人ロッカーに保管し施錠する。
- ③ 部室には活動に必要なものや教材等を置かない。
- ④ 下校の際は許可されたもの以外の所持品をすべて持ち帰る。
- ⑤ 物品を紛失、また拾得したときは、直ちに学級担任もしくは生徒課拾得物係の先生に届け出る。

#### (3) 携帯電話・スマートフォン・タブレットについて

- ① 使用は登下校時における緊急連絡を目的とする場合とし、「携帯電話に関する同意書」を提出することで校内への持ち込みを許可する。
- ② 授業中・休み時間・登下校中を問わず、校内での使用は禁止する。(授業担当者等の使用許可を除く)
- ③ 校門に入る前までに電源を切り(マナーモードも不可)、校門を出るまで電源を入れないこと。
- ④ 校内での使用、授業中の着信音・アラーム等が発見された場合は指導の対象とする。
- ⑤ 自転車乗車中の使用は厳禁とする。
- ⑥ 管理については、個人ロッカーを活用するなど自己管理を徹底する。
- ⑦ 登下校中に使用する際は、公共のマナーを厳守する。(歩きスマホ厳禁)
- ⑧ 学校内外を問わず、制服等で行動している時の写真や動画、および許可なく個人が特定される内容等をSNS上に投稿してはならない。
- ⑨ 学校貸与のタブレット(Chromebook)は必ず授業担当の先生の指示に従って使用し、授業の目的以外の使用は厳禁とする。授業の目的以外の使用が確認された場合は携帯電話と同様の指導を行う。

#### (4) 登下校について

- ① 始業時刻5分前には登校しておく。また、必ず校内掲示に注意し、掲示内容の見落としのないように心掛ける。

- ② 保護者等による車での送迎は原則として禁止する。怪我や体調不良等の場合は、構内への自家用車の乗り入れを許可する。その際、学校が発行した「送迎車入構許可証」(A4緑)を提示すること。
- ③ 遅刻について
- ア 遅刻は、職員室においては当該学年の先生から「入室許可証」を受け取り、教科担任に提示し、その日のうちに学級担任に提出する。
- イ 公共交通機関の遅延による遅刻は、遅延証明書を提出し「入室許可証」を受け取る。
- ④ 早退について
- ア 疾病など身体的事情による早退は、養護教諭より「保健室連絡票」を受け取り学級担任の許可を得る。
- イ その他の事情による早退は、所定の手続きをした後、学級担任の許可を得る。
- ⑤ 完全下校時刻を厳守し、下校の際は教室・廊下の戸締り・施錠をする。
- ア 完全下校時刻は次のように定める。

夏期間 (3月～10月)	19時30分
冬期間 (11月～2月)	19時00分
休日・長期休業日	17時00分
定期考査1週間前	18時30分
定期考査中	17時00分

※その他、別途完全下校時刻を定める場合がある。

- イ 定期考査期間中の部活動については、部活動規程による。
- ウ 上記の時間は、校門を出る時刻とする。
- ⑥ 登校後無断で校外に出てはならない。外出の必要のあるときは、学級担任と生徒部長に届け出て、「外出許可証」を所持する。
- ⑦ 休日は原則として登校してはならない。ただし、進路指導、学習指導、部活動等で登校する場合は必ず指導教員の指示を受けること。
- (5) 学校施設・備品
- ① 学校の施設・備品は大切にし、万一破損した場合には学級担任に届け出て指示を受ける。
- ② 授業日に学校の施設・備品を使用するときは、事前に係の先生の許可を得て使用し、使用後は必ず報告する。
- ③ 休日、休業中の校内の施設・備品を使用する場合は、事前に係の先生に許可を得る。
- (6) 掲示・出版
- 掲示・出版・配付・放送等は、事前に係の先生の指導を受け、生徒部長の許可を得て行う。
- (7) 校内美化
- ① 生徒各自は常に環境の美化と整備を心掛け、授業終了後直ちに全員で掃除にとりかかる。
- ② 常日頃から自ら進んでごみを拾い美化に心掛ける。

## 2 校外生活

地域社会に信頼されるよう本校生徒としての自覚と誇りをもち、言動や服装の秩序を守り行動に責任をもつこと。

### (1) 通学

- ① 登下校には制服を正しく着用する。休日の部活動等による登下校時も同様とする。
- ② やむを得ない理由で欠席・遅刻・早退をするときは原則として保護者等が学級担任に予め連絡する。
- ③ 登下校時は交通規則を守り、身の安全を図ること（登下校中のイヤホン使用禁止）。交通機関を利用する者は、乗務員の指示に従い、また優先席を必要とする人に席を譲るなど積極的に公德心を発揮し、自覚ある行動をする。
- ④ 学割、乗車券、定期券の使用については、規程を守る。
- ⑤ 二輪車（原付バイクを含む）、自動車による通学は禁止するとともに、在学中の運転免許証の取得は原則として認めない。但し、3年生の就職内定者は1月より、その他の進路内定者は2月より、申請手続きを行った上で自動車学校への入校を許可する。尚、取得した運転免許証は卒業まで保護者預かりとする。
- ⑥ 電動キックボードでの通学は禁止する。
- ⑦ 自転車通学者は、防犯登録および任意保険への加入を終えた後、学校に登録し規定のステッカーを所定の場所に貼り付ける。また必ず施錠し所定の場所に整頓して置く。
- ⑧ 自転車は車道左側を一人で通行し、二人乗りは厳禁。道路交通法を守り、自他の安全に十分注意する。
- ⑨ 雨天時の自転車通学は雨合羽を着用し、傘は使用しない。
- ⑩ ヘルメット着用は努力義務。交通事故から身の安全を守るために着用を推奨する。
- ⑪ 学校敷地内では自転車を降りて、押して移動すること。

## (2) 交際

- ① 生徒間の交際は、互いに敬愛し明朗純真であること。
- ② 金銭や物品の貸借は禁ずる。

## (3) 外出

- ① 夜間の外出は慎む。(23時～4時は補導の対象となる。)
- ② 無断外泊及び生徒だけで宿泊をしてはならない。

## (4) 風紀

- ① 理由を問わず暴力、脅迫行為、破廉恥行為、飲酒、喫煙は絶対にしない。
- ② 遊戯場、風俗営業店等への立ち入りを禁止する。

## (5) 校外活動

- ① 校外での各種サークル活動や諸団体の活動に参加するものは、事前に学級担任に届け出て指導を受ける。
- ② アルバイトは原則として認めない。特別の理由がある場合は、保護者等より願い出て校長の許可を受ける。

## 3 服装頭髪規程

服装はその人の品性や教養を示すとともに、学校の品位を示すものである。服装規程を厳守し、常に清潔、かつ端整であるように努める。

### (1) 服装

#### ① 男子制服

- ア 学校指定のものとする。
- イ 左襟に校章、左胸に名札をつける。
- ウ ベルトは紺・黒・茶色とする。
- エ 冬服の下にセーター等を着用する場合は、袖口や詰め襟、上着の裾からでないものを着用する。(ター

トルネックやパーカーは不可)

オ 夏服下のシャツは白無地(ワンポイント可)とする。

## ② 女子制服

ア 学校指定のものとする。

イ 左襟に校章、左胸に名札をつける。(カーディガン着用時は、カーディガン襟部につける)

ウ ブラウス、リボン、ネクタイは規程のものを着用する。

エ スカートの長さは、膝中央から下5cmの間とする。

オ 防寒目的で下記を許可する。

●黒のタイツ(透けない80デニール以上のもの及び柄等がないもの)。

カ 学校指定以外のカーディガン又はセーターを着用する場合は、ベストの下に着用し、襟元から見えな  
いようにする。また、袖口や上着の裾から出ないサイズのものを着用する。

③ 屋外用の防寒着は黒・紺・グレーの単色で、丈はブレザーまたは学ランの裾が隠れる程度とし、  
事前に届出を行い許可を得る。フリース、光沢のある生地は許可しない。

④ 通学靴はスポーツシューズとローファーに限り、以下の条件を満たすものとする。

●スポーツシューズ…華美でないもの

●ローファー…黒または茶

⑤ 上靴、体育館シューズ、グラウンドシューズは規程のものとする。

⑥ やむを得ない理由によって異装をする場合は、事前に学級担任を通して生徒部長より「異装許可証」を  
受ける。

⑦ 通学カバンは指定しないが、一日分の授業の教材・昼食・体操服等が入る大きさで、落ち着いたある華  
美でないものを使用すること。(ショルダーバッグ、ナップサック、袋類は不可)

⑧ ソックスは白・紺・黒の無地(ワンポイント可)とする。

⑨ マフラー、ネックウォーマー、手袋は華美でないものを着用すること。

⑩ ニット帽、耳当ての着用は禁止する。

⑪ 禁止事項…違反した物品については指導の対象とする。

ア 学校が禁止しているバッグの使用

イ 制服等学校規程のもの改造

ウ 化粧、装飾品の着用

●化粧(色リップ、アイプチ、マニキュア、色つき日焼けクリーム、カラーコンタクト等を含む)

●装飾品(ピアス、ネックレス、ブレスレット、エクステ等)

※ピアスの穴を空ける行為も指導の対象となる。

エ 美容整形及びタトゥー

## (2) 頭 髪

### ① 男子頭髪

ア 前髪の長さは目にかからない程度までとする。

イ 襟足がカラーにかからない程度とする。

ウ 側髪は自然に垂らして耳にかからない。

エ 不自然な髪型(極端に長さのバランスが悪い髪型、整髪料で加工した髪型)は禁止。

## ② 女子頭髪

ア 前髪の長さは目にかからない程度までとする。

イ 後・側髪は肩を結ぶラインよりも長い場合は黒・紺・茶のゴムで結髪する。(ヘアクリップ、バンスクリップは不可)

ウ 結髪は、後ろで1本もしくは2本で結ぶ。

エ 不自然な髪型(極端に長さのバランスが悪い髪型、整髪料で加工した髪型)は禁止。

## ③ 禁止事項

ア 脱色、染色、パーマ等、カール、剃り込み、眉剃り ※自然な状態を保つ程度までは許容する(産毛を扱う程度まで)

イ リボン、シュシュ、ヘアバンド等

## 4 生徒懲戒規程

### 第1条(目的)

本規定は、教育上必要があるとき、当該生徒の生活を全体的に厳しく見直すことによって、好ましい学校生活、及び社会生活を営むことができるように改めさせ、学校全体の秩序の維持を図ることを目的とする。

### 第2条(準拠)

本規定は、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条、及び福岡県高等学校学則第22条・23条に基づいて制定する。

### 第3条(懲戒)

本規定における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

### 第4条(対象)

1 生徒が次の各号に該当するときは、特別指導(懲戒)を行う。

(1) 刑法に抵触する行為

暴行、傷害、恐喝、窃盗、万引きなど

(2) 不良行為

喫煙(たばこ・ライター所持、同席等含む)、飲酒(同席等含む)、深夜徘徊、不純異性交遊、怠学

(3) 交通関係違反行為

暴走行為、交通違反、無届免許取得

(4) その他、校則や生徒申し合わせ等に反する行為

指導拒否、暴力行為、対教師暴力・暴言、器物破損、不正行為、無届アルバイト

2 生徒が次の号に該当するときは、退学に付することがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由なく出席が常でない者。

(4) 学業の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。